

物 件 明 細

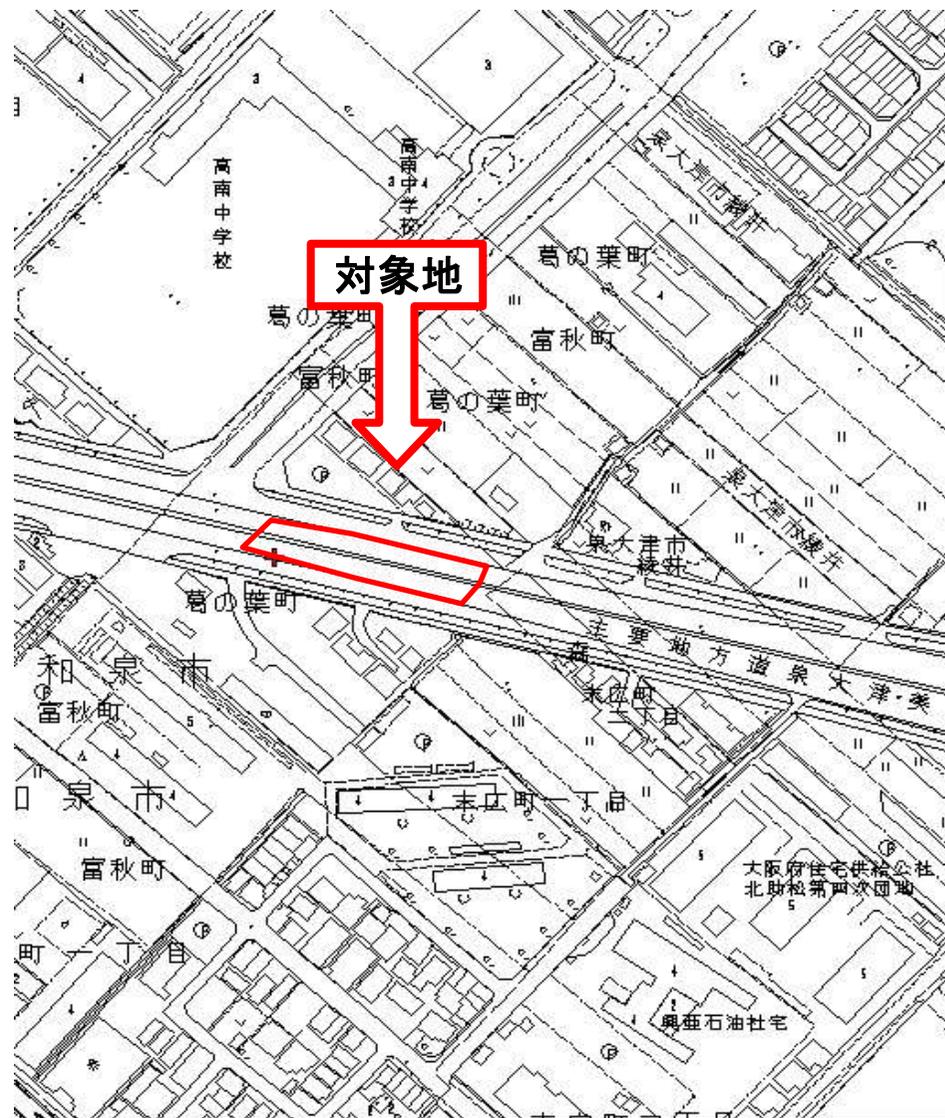
物件番号	所在地 (路線名)	和泉市葛の葉町三丁目458番2外 (主要地方道泉大津美原線高架下)	交通 機関	南海本線 北助松駅 東約 700m	最低 占用料 (年額)	704,970円/年	占用期間	5年				
2												
土地の概要					特記事項							
面積	占用許可対象面積			1,073 m ²								
接面道路 の状況	北側：府道・幅員約 11.0m・舗装有・高低差 無 南側：府道・幅員約 11.0m・舗装有・高低差 無 東側：府道・幅員約 5.5m・舗装有・高低差 無			1 平面駐車場(コインパーキングを含む。)等、平面利用を想定しております。								
法令に 基づく 制限	市街化区域内			2 占用期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までとします。								
	都市 計画法	用途地域	第二種住居地域						3 対象地への車両等の出入りについては、大阪府鳳土木事務所及び大阪府和泉警察署と協議し、許可を得て下さい。 現状のアスファルトは傷んでいます。アスファルト舗装等の施設又は工作物の撤去、形状変更等については、大阪府鳳土木事務所と協議してください。 なお、それらの整備等に要する費用は全て占有者の負担となります。 (お問合わせ先) 大阪府鳳土木事務所 管理課 電話 072-273-0123(代) 大阪府和泉警察署 交通課 電話 0725-46-1234(代)			
		地域地区	準防火地域									
		建ぺい率	60%									容積率
その他の 法令等	・道路法(主要地方道泉大津美原線区域内) ・消防法 ・文化財保護法(大園遺跡)			4 雨水や汚水の排水が生じる利用をする場合は、道路及び既設集水桝等へは流さないでください。排水等の処理については、和泉市と協議してください。 (お問合わせ先) 和泉市上下水道部 お客様センター 電話 0725-41-1551(代)								
その他条件	・火気厳禁			5 対象地中央にある東西に延びる側溝にはグレーチングがありませんので、必要があれば占有者において設置してください。								
供給 処理 施設 の 状況	区分	配管等の状況		照会先及び電話番号								
		対象地周辺	対象地内									
	公営 水道	本管	引込管	高石市土木部上下水道課 072-265-1001(代)								
		有	無									
	電気	配電線	引込線	関西電力(株)岸和田ネットワーク技術センター 0800-777-8025								
		有	無									
都市 ガス	本管	引込管	大阪ガス(株)マップメンテセンター 06-6202-2141									
	無	無										
公共 下水道	本管	引込管	和泉市上下水道部お客様サービス課 0725-41-1551(代)									
	有	無										
					6 電気の引込みについては、近隣の電柱まで引き込めるように電柱等を設置する必要がありますので、大阪府鳳土木事務所及び関西電力株式会社と協議してください。また、電気の引込みに伴う協議及び費用等の一切の件については、全て占有者において行ってください。 なお、本府道(歩道を含む。)上には電柱を設置することはできません。 (お問合わせ先) 大阪府鳳土木事務所 管理課 電話 072-273-0123(代) 関西電力株式会社 岸和田ネットワーク技術センター 電話 0800-777-8025							
					7 本占用許可地の地下に上水道本管が埋設されていますので、舗装面以下の工事を行う際には高石市と協議の上、施工してください。 (お問合わせ先) 高石市土木部 上下水道課 電話 072-265-1001(代)							

(裏面へつづく)

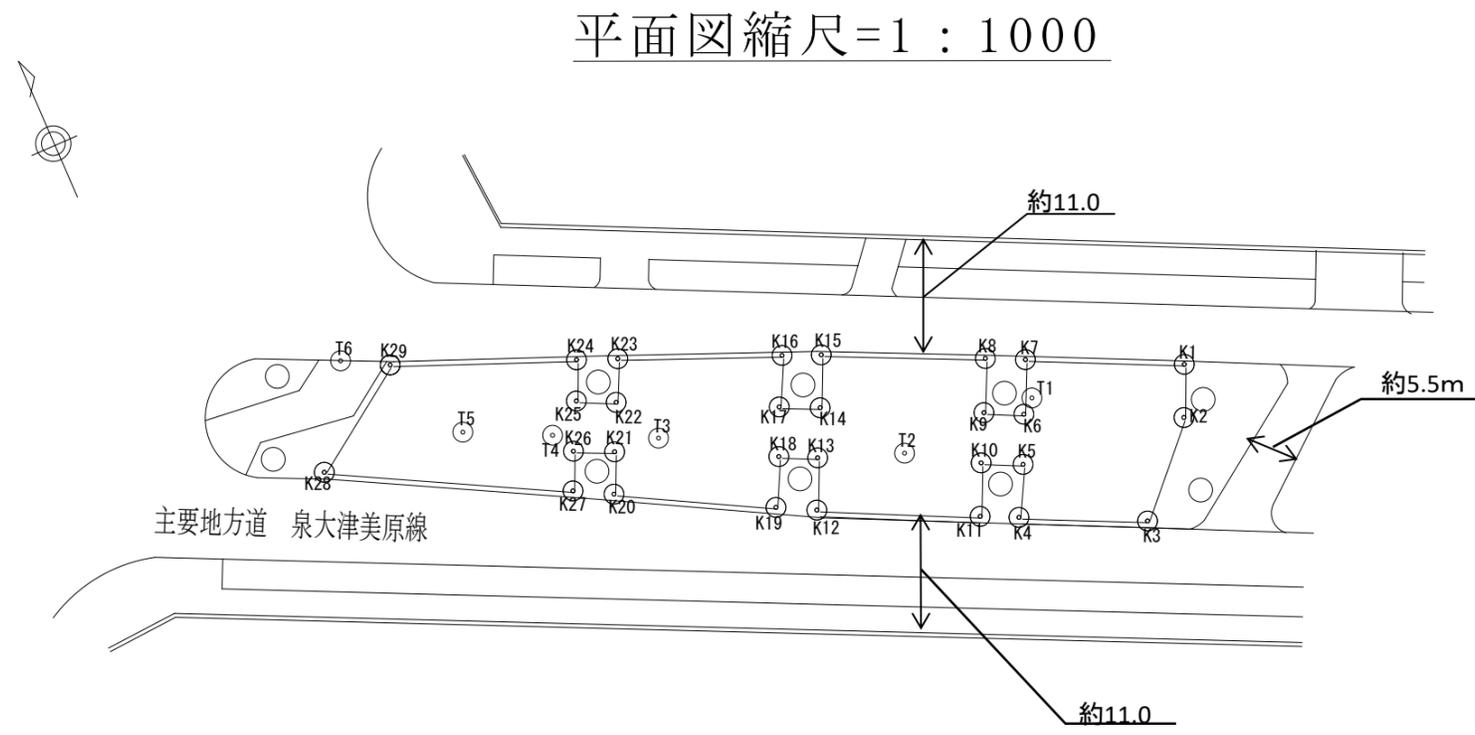
特記事項

- 8 対象地の一部は、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地である「大園遺跡」に指定されており、対象地において掘削を伴う工事などを行う場合は、文化財保護法第93条第1項の規定に基づき、着手前に届出をする必要があります。
(お問い合わせ先)
和泉市教育委員会 生涯学習部 文化財振興課 電話 0725-41-1551(代)
- 9 対象地の実地調査等を行うため、大阪府職員又は大阪府の受注業者が対象地に立ち入ることがあります。また、敷地内には、マンホール等の占用物件が設置されており、これらの関係者も対象地内に立ち入ることがあります。マンホール上には、物件を置かないようにし、さらに上記の者による実地調査等で対象地にある施設が支障となる場合は、施設の撤去または移動をお願いします。なお、撤去又は移動等に必要な費用等については、占有者の負担となります。
- 10 橋梁などの管理施設は定期的に点検を実施しており、その結果により補修が必要となる場合、また緊急時に補修や点検を実施することがあります。ついては、補修工事や点検において、一定の期間、占用不可となる箇所が生じることになりますが、その占用料や補償などを大阪府において負担することはできませんので、あらかじめご了承ください。
なお、橋梁及び橋脚、高架下内の工事・点検等の際には、占用許可条件に基づき、現地にある物の撤去や移動をして頂くことがあります。その際に発生する費用については、占有者の負担となります。橋梁周辺等の利用にあたっては、大阪府鳳土木事務所と協議してください。
(お問い合わせ先)
大阪府鳳土木事務所 維持保全課 電話 072-273-0123(代)
- 11 高架下は、天井から水滴が落ちることがあります。また、場所により橋梁から石灰水の落下がありますので、あらかじめご了承ください。
- 12 対象地の上にある高架橋及び橋脚付近にハトなどの野鳥が飛来し、これらの糞が対象地に落下することがあります。
- 13 土地利用に関する隣接土地所有者、近隣住民及び関係機関等との調整は、全て占有者において行ってください。
- 14 対象地外の府所有地(橋脚・管理フェンスの周辺など)についても、対象地と同様に良好な管理を行ってください。

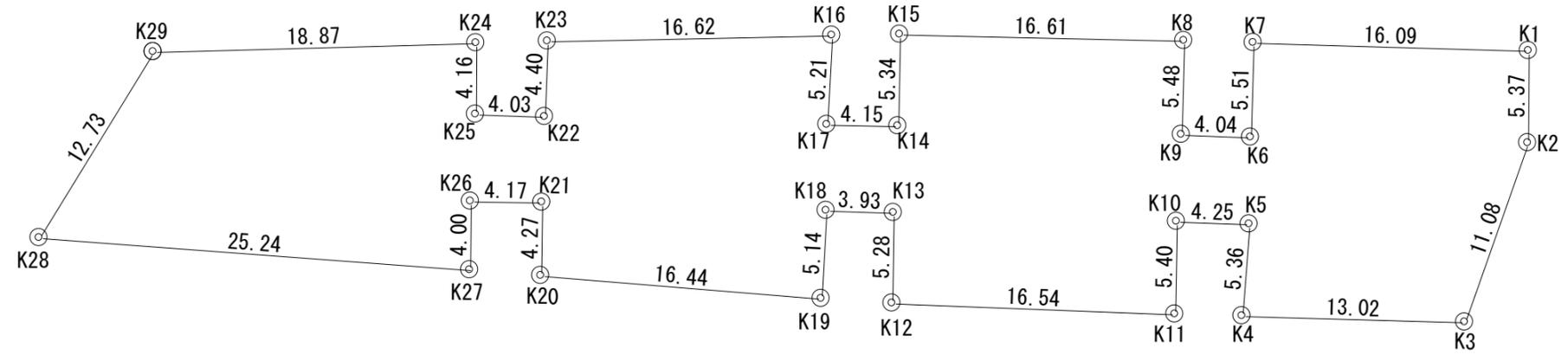
(1)位置図 (物件番号:第 2 号)



(2) 平面図・丈量図 (物件番号: 第 2 号)



丈量図縮尺=1 : 500



貸付面積

点名	X座標	Y座標	Y・(X _{n+1} -X _{n-1})
K1	14.388	-6.522	-110.293542
K2	15.463	-1.252	0.458232
K3	14.022	9.737	-138.742513
K4	1.214	12.076	-163.098456
K5	0.516	6.753	-32.995158
K10	-3.672	7.482	-23.673048
K11	-2.648	12.790	-195.456780
K12	-18.954	15.587	-269.998014
K13	-19.970	10.406	-50.854122
K18	-23.841	11.096	-34.319928
K19	-23.063	16.182	-251.387370
K20	-39.376	18.265	-312.989040
K21	-40.199	14.068	-69.214560
K26	-44.296	14.873	-49.199884
K27	-43.507	18.801	-455.529429
K28	-68.525	22.177	-459.928803
K29	-64.246	10.185	230.496735
K24	-45.894	5.773	110.789643
K25	-45.055	9.848	47.418120
K22	-41.079	9.150	29.517900
K23	-41.829	4.805	74.213225
K16	-25.634	1.029	17.484768
K17	-24.837	6.184	30.134632
K14	-20.761	5.403	16.598016
K15	-21.765	0.154	2.359896
K8	-5.437	-2.929	-50.733209
K9	-4.444	2.462	12.260760
K6	-0.457	1.779	5.329884
K7	-1.448	-3.650	-54.184250
倍面積			2145.536295
面積			1072.768148
			1072.76 m ²

平面図	貸付平面図・丈量図
作成年月日	平成30年10月10日
事業者名	大阪府